

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	砂鉄川漁業協同組合					
	住 所	一関市大東町摺沢字但馬崎66番地 1 号					
2 漁業権の免 許番号	内共第33号 (砂鉄川)						
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区域	期間		
		あゆ	友釣り がら掛け 擬餌釣り(リール竿 を除く。)	砂鉄川本支流 の免許区域	7月1日から11月30日までの期間 内で理事が定めて公表する期間		
		やまめ	竿釣り(餌釣り 擬餌釣り)	〃	3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃	〃	3月1日から6月30日まで		
		いわな	〃	〃	3月1日から9月30日まで		
		うなぎ	手釣り(餌釣り)	〃	3月1日から11月30日まで		
		うぐい	竿釣り(餌釣り 擬餌釣り)	〃	1月1日から12月31日まで		
		こい	〃	〃	〃		
		かじか	〃	〃	6月1日から9月30日まで		
		もくずがに	手釣り(餌釣り)	〃	7月1日から12月31日まで		
	ア がら掛けによるあゆの採捕は、解禁の日から7月31日までの期間は、午前5時から同7時までとし、採捕尾数は、2尾以内とする。						
	イ 組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
	一関市大東町摺沢地内の小沼発電水取入口えん堤上流端の上流100メートルの地点から同えん堤下流端の下流100メートルの地点までの区域					1月1日から12月31日まで(9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛け又は友釣りによる採捕を除く。)	
	(3) 漁具漁法の 制限	まき餌(餌容器の使用を含む。)及び潜水による夜間の採捕は、禁止する。					
(4) 全長の制限	名 称			禁止に係る全長			
	やまめ(ひかりを含む。)			13センチメートル			
	いわな			〃			
	うなぎ			30センチメートル			
	うぐい			12センチメートル			
	こい			15センチメートル			
	かじか			5センチメートル			
	もくずがに			5センチメートル(甲幅)			
(5) その他	組合が濃密放流して開設するやまめ、いわな及びにじます特設釣場並びにやまめ、いわな及びにじますつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公表した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
	(1) 一般遊漁料	全魚種	あゆ	友釣り がら掛け 擬餌釣り	1,500円	7,000円	組合事務所及び指定販売所
			やまめ さくら ます いわな うぐい こい かじか	竿釣り(餌釣り 擬餌釣り)			
			うなぎ もくず がに	手釣り(餌釣り)			
		雑 魚	やまめ さくら ます いわな うぐい こい かじか	竿釣り(餌釣り 擬餌釣り)	1,000円	5,000円	
		うなぎ もくず	手釣り(餌釣り)				

		がに				
	ア 中学生以下は、無料とする。 イ 肢体不自由者及び75歳以上の者は、半額とする。 ウ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、肢体不自由者及び75歳以上の者を除き、日券の額と同額を加算した額とする。					
(2) 県内共通遊漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個人	団体	納付場所
	全魚種	あゆ	友釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
		やまめ さくら ます いwana うぐい こい かじか	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り）			
		うなぎ もくず がに	手釣り（餌釣り）			
	雑 魚	やまめ さくら ます いwana うぐい こい かじか	竿釣り（餌釣り 擬餌釣り）	17,000円	15,200円	
うなぎ もくず がに		手釣り（餌釣り）				

5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び腕章を所持する。
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。